

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和51年4月から同年9月まで
③ 昭和52年4月から55年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、A区の事業所に勤務していたときに同事業所で国民年金の加入手続をして支払っていたはずであり、また、申請免除と記録されている申立期間③は免除申請した覚えは無く、申立期間②及び③は納付書でB区に支払ったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間②前後は納付済期間であり、申立期間②は6か月と短期間である上、近接する期間の国民年金保険料を昭和49年9月に第2回特例納付及び過年度納付していることが確認できるので、申立人は、申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする職員が既に亡くなっているため納付状況等が不明である上、一緒に納付していたとする同僚の納付記録も未納となっている。

また、申立期間③について、申立期間が36か月と長期間である上、保険料の金額、納付方法等についての申立人の記憶が具体的ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私の父は、自営業をしており、母と私の二人分の国民年金保険料を四半期ごとに納付書で、実家の取引先である旧A銀行B支店か実家の前のC郵便局で納付してくれていたはずであり、申立期間当時、父と一緒に保険料を納付していた母の納付記録はあるのに、私の記録が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後は納付済期間であり、申立期間は3か月と短期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間に近接する昭和50年1月から同年3月までの期間は、第3回特例納付で未納期間の解消を図っている上、54年12月から61年3月までの期間は付加保険料を含めて納付するなど、国民年金制度への関心及び納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間、51年7月から52年3月までの期間、54年7月から同年9月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和51年7月から52年3月まで
③ 昭和54年7月から同年9月まで
④ 昭和55年1月から同年3月まで
⑤ 昭和57年1月から同年3月まで

私は、申立期間①から⑤までの期間の国民年金保険料については、私自身が必ず納付したのだから、記録の訂正についてあつせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和46年*月に国民年金に加入してから57年8月までの国民年金加入期間において、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①から⑤の前後は納付済期間であり、申立期間はいずれも短期間である。

また、申立人が所持している「昭和57年度国民年金保険料領収証書」により、申立期間⑤に近い昭和57年6月の納付記録が社会保険事務所において平成20年10月22日に未納から納付済みに訂正されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から47年4月まで

昭和44年2月から47年4月までの国民年金保険料については、母がA郡B町で国民年金の加入手続をし、C市D区Eの私の家に国民年金手帳を送付してくれたので、私がD区役所F出張所で保険料を納付していたのだから、未加入期間と記録されていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、C市D区において昭和47年5月に払い出されているが、A郡B町に申立期間に係る別の手帳記号番号で43年3月16日に資格取得した被保険者名簿が存在しており、申立人の国民年金の加入手続が行われたことは明らかである。

また、社会保険事務所の特殊台帳には「手帳記号番号が重複のため整理統合」と記載されているが、社会保険庁のオンライン記録には申立期間に係るB町での国民年金記録が存在しないことから行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金に昭和44年2月に加入以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を4回とも適正に行っているなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月から60年9月まで
② 昭和63年3月から同年6月まで

私は20歳のときは学生であったが、母が私の将来のために国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。申立期間の保険料は母と一緒にA区役所に時々確認に行き、未納があればその都度納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年*月の20歳の時点から国民年金に加入し、厚生年金保険に切り替わる57年7月までの国民年金保険料は、すべて納付済みとなっている。

また、申立期間①については19か月と比較的短期間であり、申立期間①直後の昭和60年10月以降の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間①について納付したものと考えるのも特段不自然ではない。

一方、申立期間②については4か月と短期間であるものの、申立人が所持する年金手帳には、申立期間②の始期である昭和63年3月29日の資格取得から、平成2年6月8日の資格取得までの日付の欄にB市の印が押されていることから、B市転入後に届出を行ったと推測でき、申立人が申述しているようにB市に転入する同年6月以前にA区で申立期間②の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月から60年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月から58年3月までの期間及び59年2月から同年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められ、また、60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から58年3月まで
② 昭和59年2月から同年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで
④ 昭和61年4月から63年2月まで

私は、昭和53年1月に国民年金に加入し、その後、57年5月末に会社を退職した際に国民年金に再加入し、同時に付加保険料を納付する手続を行い、毎月、国民健康保険料と一緒にA市B区のC郵便局で納付していた。申立期間①については付加保険料の納付を申し込んだばかりで納付しないはずはなく、申立期間②及び④についても付加保険料を納付し、申立期間③については付加保険料込みの国民年金保険料を納付した。申立期間について付加保険料又は付加保険料込みの定額保険料が未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する年金手帳の記録欄によると、昭和57年6月1日の再加入手続と同時に付加保険料の納付手続を行っていることが確認でき、国民年金保険料（付加保険料を含む。）の納付書が送付されなかった事情は見当たらない上、社会保険庁の記録では定額保険料は現年度納付されていることが確認できることから、付加保険料の納付意欲があったにもかかわらず手続した当初から未納となっていることは不自然である。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録では申立期間の前後の期間は付加保険料を含めて納付済みとなっている上、申立期間②を含む昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までは保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間当時、A 市では保険料の納付が 3 か月ごとであったことを考え併せると申立期間②については付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間③については、その前年度である昭和 59 年度は付加保険料を含めて納付済みとなっており、申立人が申述している「郵便局で保険料を納付し、督促状も受けたこともなく、保険料を納付できない事情はなかった。」との申立内容に不自然さはない上、申立期間以前と比較し生活状況に大きな変化は認められず、申立期間も 12 か月と短期間であることから、申立期間③については付加保険料を含めて納付していたと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間④については、社会保険庁の記録から当該期間に係る定額保険料を過年度納付していることが確認でき、付加保険料は制度上、さかのぼって納付することはできないことから、定額保険料のみ納付したものと考えられる上、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 2 月から同年 3 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められ、また、60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの期間及び昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 53 年 1 月ごろ、結婚を機に A 市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は付加保険料を含め、加入時点から夫婦二人分を一緒に私の銀行口座から口座振替で納付していた。保険料の口座振替を停止したことはなく、預金が残高不足になった覚えも無いのに申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 53 年 1 月から 60 歳に到達する前月の平成 20 年*月までの期間、申立期間を除き国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していることから、保険料の納付意欲の高さがうかがわれる上、申立期間①及び②は、いずれも 3 か月で合わせても 6 か月と短期間である。

また、申立人の所持する昭和 59 年分の「給与所得者の保険料控除申告書」により、夫婦合わせた付加保険料を含む国民年金保険料 15 万 6,540 円が控除申告されていることが確認できることから、申立人は申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの期間及び57年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年3月まで
② 昭和52年4月から同年8月まで
③ 昭和57年4月から同年9月まで

昭和63年ごろにA市役所に国民年金保険料を納付しに行った後、その日のうちに、年金課の窓口の職員が家に来て「全部完納ですので今日の分は返金します。」と保険料が返金された。

しかし、社会保険事務所から未納期間が15か月あると言われ、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳により、国民年金保険料を納付したことが確認できるところ、同手帳の昭和37年度国民年金印紙検認記録欄の欄外に還付の記載があるが、社会保険事務所が保管する特殊台帳には、申立期間①について還付されたことの記録が無い上、同手帳の資格記録欄においては、昭和35年10月1日から申立期間①を含め41年2月15日までの間、強制加入被保険者とされていることが確認でき、特殊台帳の資格記録とも一致することから、還付処理が行われたことの合理的な理由が認められない。

また、申立人は、申立期間①直後の昭和38年4月から41年2月までの期間について、第3回特例納付制度を利用して55年6月30日に特例納付していることが確認できるところ、申立期間①を特例納付の対象期間としていないことから、申立期間①については納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間③については、申立人が所持する領収証書により、申立人は、申立期間③直前の昭和56年度の保険料を昭和58年3月14日に過年度納付していることが確認でき、同時点で、申立期間③については現年度納付が可能であり、申立期間③が6か月と短期間であることを踏まえると、納付したものと考えるのが自然である。

また、特殊台帳により、昭和56年4月から同年7月の保険料については、58年7月2日に還付されていることが確認できることから、同時点で、申立期間③は保険料納付の時効が成立する前であるにもかかわらず、充当処理が行われておらず、還付の事務処理に不自然さが認められる。

3 一方、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、昭和41年2月15日に国民年金の被保険者資格を喪失後、56年8月1日に被保険者資格を再取得したと記載されており、特殊台帳の記録とも符合していることから、申立期間②について厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた形跡はうかがえない。

また、申立期間②について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの期間及び57年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月、同年3月及び10年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月及び同年3月
② 平成10年7月

私は、平成4年ごろに自営業を始めたので、国民年金に加入し、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付してきたはずであり、申立期間が未納となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成4年7月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を適切に行っているなど、国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間①の前後の期間及び申立期間②の直前の期間を現年度納付していることが確認できる上、申立期間①は2か月、申立期間②は1か月で合計しても3か月と短期間であることから、納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1795 (事案 850 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、重複して納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで
昭和50年4月から51年3月までの期間は、国民年金保険料を重複して納付していたので保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の主張が曖昧^{あいまい}であること、同一月内に前納保険料を重複して納付するとは考え難く不自然であることから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が当時の集金人を特定し、当該集金人が「集金した国民年金保険料は市役所の窓口に納める。」と供述していることから、集金人経由で保険料を納付した場合には、金融機関の領収印のある「納入通知書兼領収書」は存在しないものと考えられる。

また、当該集金人は「申立人宅で、おじいさんから保険料を集金したことがある。」と供述している上、申立人は、当時、その父（昭和53年に死亡）と同居していたことから、その父が申立期間の保険料を集金人に納付した後、当該事実を知らない申立人が、金融機関で同じ期間の保険料を納付したために、集金人の押印がある「納付書兼預り書」及び金融機関の領収印のある「納入通知書兼領収書」が併存することとなってしまったものと考えられる。

さらに、口頭意見陳述の結果、申立人の主張は、その父が申立期間の保険料を集金人に納付した可能性を考慮していなかったため、曖昧なものとなっていたことが判明し、それを踏まえた上での申立人の主張は、信憑性^{しんぴょうせい}

が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から50年3月
② 昭和55年1月から同年3月

私は、昭和45年11月に事業所を開業するため、A（地域名）からB県C市に引っ越し、C市で事業所を開業して間もなく地域の納税組合の役員が来て、国民年金への加入を勧められて加入した。その際、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付した。保険料の納付は46年の3月から開始したと記憶している。申立期間について未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和51年4月から付加保険料の納付を始め、54年8月の結婚後も申立期間②を除いて長期間にわたって付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立期間②前後の保険料は、長期間付加保険料を含めて納付済みである上、申立期間②は3か月と短期間であることから、納付されたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、20歳からの未納保険料について昭和46年3月から納付を開始したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和51年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載から20歳になった41年*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が加入手続を行った昭和 51 年 4 月ごろは、特例納付の実施期間ではなく、時効により申立期間①の大半は保険料を納付することはできない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から61年3月まで

私は、結婚後は夫と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間について、夫は納付済みであるのに、私が未納とされていることは納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、20歳になった昭和42年*月に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、56年12月1日に厚生年金保険に加入したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、社会保険事務所が保管する特殊台帳（紙台帳）の記録とも符合する。

また、申立人が昭和57年3月26日に国民年金の被保険者資格を再取得したことについては、A市の国民年金被保険者名簿に記録がある一方、社会保険事務所が保管する特殊台帳（紙台帳）に再取得の記録が無く、社会保険庁のオンライン記録には再取得の記録があることを考え併せると、申立人は、オンライン化移行後に国民年金の加入手続を行い、同年3月26日にさかのぼって被保険者資格を強制で取得したものと推認できる。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の昭和61年4月の保険料を同年5月に納付していることが確認でき、同時点では、申立期間のうち、59年4月から61年3月までの期間については過年度納付が可能である。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間に未納は無く、その夫は、60歳までの40年間にわたり保険料を完納しており、申立人夫

婦は納付意識が高かったと認められることから、昭和 61 年 5 月時点で過年度納付が可能な 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から 59 年 3 月までの期間については、61 年 5 月の時点で時効により保険料を納付することはできず、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで

私が20歳になったときに、母が私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれた。昭和43年ごろ、A町役場（当時）から申立期間の保険料が未納になっていると指摘され、41年7月から同年9月又は同年10月までの数か月分は領収書があったので、それを提出して納付済みであることを認めてもらい、残りの数か月分の保険料はその場で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたと主張しているところ、その母は、国民年金発足当初から申立期間を含め60歳に達するまでの保険料を完納していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和43年ごろに、申立期間の一部については領収書を提示して納付済みとしてもらい、残る期間については、その場で納付したと主張しているところ、43年10月までは申立期間の保険料を過年度納付することは可能であり、申立内容に不自然さは無い上、申立期間後に未納は無く、申立期間は9か月と短期間であることから、納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間、55年1月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、56年10月から57年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 昭和55年1月から同年6月まで
③ 昭和55年10月から同年12月まで
④ 昭和56年10月から57年3月まで
⑤ 昭和57年7月から同年9月まで
⑥ 昭和58年1月から同年3月まで

私は妻と一緒に自営業をしており、国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付していた。妻が自分の分だけ納付して私の分を納付していないというのはあり得ない。A市在住時はA市役所のB出張所（当時）で、その後は、金融機関で納付してきたはずなので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業を始めた昭和50年以降の国民年金保険料は、その妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、納付年月が確認できる昭和59年度以降は、夫婦同時に納付していることが確認できることから、申立期間も同様に夫婦一緒に納付していたことが推認できる。

また、申立期間①、③及び⑤については、申立人の妻は納付済みであり、申立期間②及び④については、その一部については妻が納付済みで、かつ、前後の期間は納付済みとなっている上、夫婦共に未納となっている申立期

間⑥については、前後が長期間納付済みで3か月と短期間であることを踏まえると、全申立期間について申立人夫婦は一緒に保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月31日まで
社会保険事務所から説明され、私のA社における申立期間の標準報酬月額が著しく下げられていることを知ったが、そのように下げられる覚えは全く無いので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年3月から6年2月までの期間について32万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により役員ではなかったことが確認できる上、当該事業所の事業主は、社会保険事務所による質問応答書において、社会保険関係の手続を行っていたのは事業主の妻であると回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月12日、資格喪失日に係る記録を49年3月5日とし、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月12日から49年3月5日まで

私は、昭和48年9月12日から49年3月4日まで、A社に正社員として勤務していた。当時の同僚は、厚生年金保険被保険者期間があるのに、私の厚生年金保険被保険者期間が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人が昭和54年1月に作成した履歴書の記載から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとして氏名を挙げた同僚は、いずれも当該事業所における厚生年金保険加入記録が存在する。

さらに、A社本社の総務部に在籍していた同僚は、「社会保険の手続は本社の総務部で行っていた。A社には試用期間は無く、全員が正社員でパート社員はいなかった。」と供述している上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者期間が2か月と短期間である者も散見されることから、当該事業所においては、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ業務を担当していた同僚の標準報酬月額の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年2月26日から同年7月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（9年2月26日）及び資格取得日（同年7月17日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から7年10月1日まで
② 平成7年10月1日から9年1月1日まで
③ 平成9年2月26日から同年7月17日まで

私は、平成6年4月から7年9月末までB社に、7年10月からA社に勤務したのに、社会保険庁の記録では7年10月から8年12月末までB社に、9年1月からA社に勤務したことになること、及び9年2月から同年6月までは厚生年金保険に加入していないことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、元同僚が「申立人は途中で会社を辞めたことは無く、継続して勤務していた。」と証言していること、及び申立人は当時の業務に変更は無かったと供述していることから、申立人が申立期間③においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録における当該事業所の被保険者縦覧照会回答票により、元同僚はいずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、平成9年1月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年2月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、平成6年4月1日からB社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、C厚生年金基金の記録において、申立人の厚生年金基金加入期間は厚生年金保険加入期間と一致している。

また、事業主及び元同僚に聴取しても申立人がいつから勤務していたかについての証言を得ることはできず、社会保険庁のオンライン記録において、B社の被保険者縦覧照会回答票の申立期間①に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、B社に入社してすぐの平成6年5月ごろにD町EのF（業務）を行ったと主張しているが、G（団体名）及びB社に照会した結果、当時、当該業務があったことは確認できたものの、申立人が関与したことの確認はできなかった。

申立期間②については、申立人は、平成7年10月からA社に勤務したと主張しているが、元同僚の一人は、申立人が9年1月ごろに入社してきたと供述している上、社会保険庁のオンライン記録において、A社の被保険者縦覧照会回答票の申立期間②に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を申立事業所の事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年3月15日までの期間及び22年10月31日から25年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を20年9月1日、資格喪失日に係る記録を21年3月15日とするとともに、申立人のB社C支社における資格取得日に係る記録を22年10月31日、資格喪失日に係る記録を25年8月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から22年1月1日まで
② 昭和22年10月1日から25年9月1日まで

私は、昭和20年8月下旬にD（基地名）から復員後、A社に再就職し、同年9月から21年12月末まで勤務し、その後、22年10月から25年8月末まで同様に勤務した。この時期はA社が合併により、B社となったところで、職種はどちらもE及びFだった。私の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社が保管する人事記録により、申立人が、昭和21年3月15日に勤続年数1年未満でA社を退職したこと及び22年10月31日から25年8月1日までB社C支社に在籍していたことが確認できる上、20年10月3日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚は、「私が就職した際、既に申立人が勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が20年9月1日から21年3月15日までの期間についてはA社に、22年10月31日から25年8月1日ま

での期間についてはB社C支社に勤務していたことが認められる。

また、G社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、昭和20年9月1日から同年11月25日までの間に資格取得した者の記録が欠落しており、B社C支社の被保険者名簿においては、21年10月から25年11月までの間に資格取得した者の記録が欠落しており、行政側の記録管理に不備が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和20年9月1日に資格取得し、21年3月15日に資格喪失した旨、及び22年10月31日に資格取得し、25年8月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿が欠落しているため同年代・同職種の同僚の記録を確認できないことから、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和21年3月15日から22年1月1日までの期間、同年10月1日から同年10月31日までの期間及び25年8月1日から同年9月1日までの期間については、B社が保管する人事記録では申立人が勤務していたことが確認できず、元同僚からは申立人が退職した時期についての確たる証言を得られない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月10日まで
社会保険事務所から説明を受け、私がA社に勤めていた期間の一部の標準報酬月額が下げられていたことを知った。年金記録の回復を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成14年10月10日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、翌月の同年11月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が12年10月から14年9月までの期間について53万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票の事蹟簿によると、申立人は、当該事業所の厚生年金保険料の滞納について社会保険事務所の担当者と相談している記録があるが、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正については触れられていない上、A社の登記簿謄本により、申立人は、当該事業所における被保険者資格を喪失する前に役員を辞任していることが確認できることから、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正時点においては役員ではなく、当該標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和28年8月1日、資格喪失日は29年2月25日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月3日から25年12月まで
② 昭和26年1月から同年8月まで
③ 昭和26年9月から27年4月まで
④ 昭和28年8月1日から29年2月25日まで

私は、昭和24年6月3日から25年12月までの間はB事業所に、26年1月から同年8月まではC事業所に、同年9月から27年4月までD事業所に、28年8月1日から29年2月25日までA社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と生年月日が相違する同姓同名の被保険者の記録が確認でき、当該被保険者の資格取得日は、昭和28年8月1日、資格喪失日は29年2月25日と記載されており、申立期間と一致する。

また、社会保険事務所の記録により、申立人が申立期間④直前に勤務していたE社の事業主住所と、A社の事業所所在地とが同じであることが確認できる上、申立人は、「E社とは別に、同じ敷地の裏に別会社の工場があった。会社は特許を売ってお金が入ったので、F（地名）に工場を建て別会社の工場をそちらに移し、そこを手伝ってくれと言われ移った。」と供述していることから、A社における申立人と同姓同名の被保険者の記録は、申立人の記録と考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和28年8月1日、資格喪失日を29年2月25日とする届

出を社会保険事務所に提出し、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる。

なお、申立期間④における標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①及び②については、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするB事業所及びC事業所は、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所としては確認できない。

また、申立人は、B事業所及びC事業所の事業主及び同僚の氏名を覚えていないため、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

申立期間③については、申立人はD事業所に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管するD事業所の被保険者名簿の申立期間③において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚についても、D事業所における厚生年金保険の記録が確認できない上、D事業所は、昭和29年12月1日に適用事業所でなくなっており、申立期間③当時の人事記録等の資料が確認できず、勤務実態は不明である。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年8月30日まで

私は、昭和63年10月21日から平成4年8月30日まで、A区Bに在ったC社に勤務していたが、今般、D社会保険事務所から、厚生年金保険の標準報酬月額が、4年9月7日付けで53万円から30万円にさかのぼって減額訂正された旨の説明を受けた。事業主から当該減額について説明された記憶は無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成4年8月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その8日後の同年9月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3年10月から4年7月までの期間について53万円から30万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、C社の閉鎖事項全部証明書により、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、事業主及び役員を含めた複数の元同僚が、「申立人はE部門の責任者であり、社会保険事務を含めた経理及び給与関係事務にはかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月27日から同年10月31日まで
私は、平成3年3月27日から同年10月31日まで、A区Bに在ったC社に勤務していたが、今般、D社会保険事務所から、厚生年金保険の標準報酬月額が4年4月4日付けで50万円から32万円にさかのぼって減額訂正された旨の説明を受けた。事業主から当該減額について説明された記憶は無いので、調査の上その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成3年10月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約5か月後の4年4月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年3月から同年9月までの期間について50万円から32万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、C社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時は取締役であったことが確認できるが、申立人の直接の部下であった者を含めた複数の元同僚が、「申立人は営業担当であり、社会保険事務を含めた経理及び給与関係事務にはかかわっていなかった。」と証言している上、社会保険庁の記録では、訂正処理が行われた時点で既に別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成11年1月から同年9月までは44万円、同年10月から12年9月までは47万円、同年10月から13年1月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 13 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所から、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時 45 万円ぐらいの給与であったのに 20 万円に減額されている旨連絡を受けた。このことについては、私の全く知らないことであり、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 13 年 2 月 1 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約 3 週間後の同年 2 月 23 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 11 年 1 月から同年 9 月までの期間については 44 万円から、同年 10 月から 12 年 9 月までの期間については 47 万円から、同年 10 月から 13 年 1 月までの期間については 44 万円から、それぞれ 20 万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票によると、当該事業所の事業主が社会保険事務所を幾度も訪問し社会保険料の滞納についての延納交渉等を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、役員ではなかったことが確認できる上、元同僚及び当時の取締役は、申立人は一般事務を担当していたと証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及

訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成11年1月から同年9月までは44万円、同年10月から12年9月までは47万円、同年10月から13年1月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年9月から16年8月までは36万円、17年5月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年9月1日まで
② 平成17年3月1日から同年9月1日まで

私のA社における標準報酬月額は、申立期間①の平成15年9月から16年8月までは9万8,000円となっているが、50万円が正しく、申立期間②の17年3月から同年8月までは28万円となっているが、41万円が正しく、それぞれ当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出のあった申立人に係る賃金台帳には、申立期間①については50万円、申立期間②については41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている旨記載されているが、社会保険事務所保管の当該事業所における標準報酬決定通知書控には、申立期間①に係る標準報酬月額として9万8,000円、適用年月が平成15年9月と記載され、また、申立期間②に係る標準報酬月額として28万円、改定年月が平成17年3月と記載されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、海外の現地法人へ出向しており、当該事業所は、海外出向者への厚生年金保険取扱いの社内規定等については無いが、「給与については国内と海外双方で支給している。」と述べており、

当該事業所発行の申立人に係る給与証明書には、申立期間①に係る国内支給月額として、平成 15 年 9 月から 16 年 4 月までが 36 万 6,919 円、同年 5 月が 36 万 1,411 円、同年 6 月から同年 8 月までが 36 万 4,165 円、また、申立期間②の国内支給額として、17 年 3 月及び同年 4 月が 27 万 3,950 円、同年 5 月が 30 万 9,114 円、同年 6 月から同年 8 月までが 29 万 1,532 円と記載されていることから、当時、当該事業所では、海外法人へ出向していた申立人についての給与はそれぞれ国内外に分けて算出し別々に支給され、報酬月額については国内での支給額に基づき社会保険事務所に届け出ていたと考えられる。

さらに、申立人は、当該賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額を根拠に申立期間の標準報酬月額の訂正を求めているが、当該事業主は、「申立期間において誤った標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たことから、申立人の主張どおりの標準報酬月額による届出及び保険料の納付は行わなかった。」と回答しているところ、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）」に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、給与証明書において確認できる国内支給額から、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までの期間については 36 万円、17 年 5 月から同年 8 月までの期間については 30 万円とすることが妥当である。

一方、平成 17 年 3 月及び 4 月については、申立人に係る国内支給額から算出した標準報酬月額と社会保険庁の標準報酬月額の記録とが一致している。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該賃金台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁において記録されている標準報酬月額が一致していない上、事業主は誤った届出を行った旨回答しており、事業主は、当該賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月31日から同年2月1日まで
ねんきん特別便で確認したところ、私のA社での厚生年金期間のうち、平成10年1月が欠落していることが判明した。同年4月のB(国名)留学を控え、同年1月31日付けで退職したため、同年2月1日が厚生年金保険の資格喪失日のはずであり、厚生年金保険料も控除されていた。同年1月を厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社の事業主の回答により、申立人が同社に平成10年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年12月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が申立人の資格喪失日を平成10年1月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から同年11月30日まで
社会保険事務所から申立期間の標準報酬月額が減額されていることを知らされた。当時の給与は75万円くらいだったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年11月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年12月18日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が平成8年6月から同年10月までの期間について59万円から30万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、当該事業所の社会保険事務を含む事務委託先である社会保険労務士事務所は、「社長は几帳面で、（社会保険事務所への届出に必要な）代表者印の管理等はしっかりしており、対外的な決裁はすべて社長が行っていた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年7月1日から5年12月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年12月31日から6年3月16日までの期間については、申立人のA事業所における資格喪失日は、同年3月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から5年12月31日まで
② 平成5年12月31日から6年3月16日まで

申立期間①については、私の平成3年7月から5年11月までの標準報酬月額は、実際の給与とは異なっている。当時の月給は、50万円くらいだったので、訂正願いたい。また、申立期間②については、A事業所での厚生年金保険の資格喪失日が5年12月31日となっているが、同日以降も継続して勤務していたので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所は、平成7年1月15日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約4か月後の同年5月31日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年7月から5年11月までの期間について47万円から8万円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の複数の元同僚は、「申立人は、B（職種）をしており、社会保険の届出等は、ほかの者が行っていたと思う。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、47万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、A事業所は、平成7年1月15日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約4か月後の同年5月31日付けで、申立人の厚生年金保険被保険資格を5年12月31日に喪失した旨の処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の複数の元同僚は、「申立人は、B（職種）をしており、社会保険の届出等は、ほかの者が行っていたと思う。」と証言していることから、申立人は当該資格喪失の届出に関与していないと認められる。

さらに、雇用保険受給資格者証により、申立人は、申立期間②を含めて昭和63年6月16日から平成6年3月15日まで、A事業所に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成6年3月16日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の遡及訂正前の平成5年11月の記録から47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から33年5月10日まで

私は、昭和31年6月4日にA社に入社し、45年2月20日に退職するまで継続して勤務した。33年5月10日から43年10月25日まで同社C工場であるD社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主は、申立人が昭和31年に入社し45年2月に退職するまで継続して在籍していた旨を回答していることから、申立人は、申立期間を含めて、同社に継続して勤務していたと認められる。

また、B社の事業主は、「当時の事業主がE（地名）のA社の社長職を長男に譲り、申立人を含む数名を連れてF（地名）でD社を設立した。」と証言しているところ、当該元事業主は、申立期間においてE（地名）のA社の被保険者となっていることから、申立人についても、F（地名）のD社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和33年5月10日までは、E（地名）のA社において継続して被保険者であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年10月の社会保険

事務所の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成6年3月から同年10月までは53万円、同年11月については59万円、同年12月から7年10月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から7年11月30日まで

私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に下がっていた。私の給与は特に減額されたことは無く、このような手続をしたことも無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年12月20日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が平成6年3月から同年10月までの期間について53万円から、同年11月については59万円から、同年12月から7年10月までの期間については50万円から、それぞれ9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、平成3年5月10日に取締役を辞任しており、申立期間当時は役員ではなかったことが確認できる上、申立人の兄である元事業主は、「社会保険事務の手続は、通常は弟（申立人）が行っていたが、標準報酬月額の遡及訂正処理は、自分の権限で行った。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年3月から同年10月までは53万円、同年11月については59万円、同年12月から7年10月までは50万円に訂正することが必要である。

千葉国民年金 事案 1800

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和55年12月末日にA事業所を退職し、56年1月に妊娠の兆候があり病院に通院する必要があったので、国民健康保険の加入手続のためにB市役所へ行き、「国民年金も強制加入期間なので加入してください」と言われて国民年金の加入手続をした。同年4月に結婚する予定だったので、申立期間はB市で国民年金保険料を納付したが、結婚と同時に移住した旧C市役所で任意加入の説明を受け、その後の保険料は納付しなかった。申立期間は確かにB市で保険料を納付したので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C市(現在はD市)で昭和61年6月に国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は同年4月1日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続をしたとするB市は、「申立人の国民年金の加入記録は無い。」と回答していることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 9 月末に会社を退職した後、当分就職する予定が無かったので A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。同年 10 月に結婚し、同時に B 区に住所を移し保険料を納付してきたが、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 59 年 4 月に C 市に払い出されており、申立人が A 市で国民年金の加入手続を行ったとする主張と異なっている上、同市で加入手続した場合、申立期間について別の手帳記号番号が払い出されているはずであるが、同市に 52 年 8 月末から同年 10 月末までに払い出された手帳記号番号について払出簿を縦覧調査した結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は結婚と同時に B 区に住所を移し、保険料を納付したと申述しており、申立人の夫が昭和 52 年 11 月に B 区において国民年金の加入手続を行っていることから、その前後の期間についても手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人の氏名は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人の手帳記号番号の払出年月から、申立期間のうち昭和 52 年 10 月から 57 年 3 月までは時効で保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月から48年3月まで

私は、昭和42年4月から会社に勤務し厚生年金保険に加入していた。46年4月から夜間の短期大学に通い始めたが、仕事と学業との両立が難しかったので47年1月に会社を退職し、1年間余り家事手伝いをしながら短期大学を卒業した。その間、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号の付番は社会保険庁の記録から平成9年1月であることが確認でき、これ以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことも確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとしているが、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の父は高齢のため当時の事情を聴取することができないため、具体的な加入手続の状況及び保険料の納付状況を確認することができず、不明である。

さらに、申立人の妹及び弟も20代のころは国民年金に未加入であったことが確認できることから、申立人の父が申立人のみ特に国民年金への加入手続を行い、保険料を納付したとするのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年3月まで

私は、A県B市で会社を退職した後、父が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれた。昭和44年1月に結婚のためC市に転居した際、親から結婚後も続けるように勧められ、すぐにC市で国民年金の住所変更手続きを行い、市役所の窓口で3か月ごとに2,600円くらいを納付書で支払った。手書きの領収証書を受け取り、国民年金手帳に留めていたが破棄してしまった。納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において昭和49年4月以降に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の大半は任意加入期間であったが、未加入期間であったため、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和44年1月に結婚してC市Dに転居した際、すぐに国民年金の住所変更手続きを行ったと申述しているが、申立人が所持する2冊の手帳のうち茶色の国民年金手帳は、C市で重複して加入した49年5月に交付され、同手帳の住所欄には申立人が45年から居住したC市Eの住所が記載されている上、オレンジ色の年金手帳は、49年11月から使用された手帳であり、申立期間当時には使用されておらず、本来任意加入期間であるはずの申立期間が年金手帳及び社会保険庁の被保険者台帳の記録上、51年8月まで強制加入期間のままと記録されていることを考え併せると、44年1月にC市Dに転居してすぐに国民年金の住所変更手続きを行ったという形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付書で納付したと申述しているが、申立期間初期の当時は、C市における保険料の納付方法は印紙検認方式であり、納付書方式による保険料納付は開始されていなかったことを確認済みであることから、申立内容には不自然さがうかがえる。

加えて、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年1月までの期間及び58年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から54年1月まで
② 昭和58年2月

私は、昭和59年5月ごろに、A（地域名）にあったB区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、同区役所本庁舎で未納分を調べてもらい、35か月分の未納の国民年金保険料を分割して納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は61年2月ごろに加入手続を行ったと推認でき、氏名検索及び申立期間に係る個人別手帳記号番号払出管理簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和61年2月の時点で、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、昭和59年5月ごろに国民年金の加入手続を行った際、未納分の保険料35か月分を分割にしてもらい、納付書を郵送してもらって保険料を納付したと主張しているが、保険料は2年以上さかのぼって納付することはできず、同時期は特例納付の実施期間中でもないことから、申立内容に不自然さが認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1267 (事案 328 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から50年8月まで

私は、昭和38年1月から50年8月までの期間については、A社に勤めていて、厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正するようあつせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票に昭和38年1月1日に資格喪失と記録され、その後の算定基礎届等の記録が無いこと、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から関連資料が提出されないことなど、申立内容を確認することができないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、「申し立てに関わる補足資料」と題する書面を提出し、自分の資格喪失届が「B(氏名)」という従業員と間違えて提出されたと主張するが、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿において、当該氏名の記載を確認することはできない。

また、申立人は、当該事業所における勤務状況について、「決まった額の給与をもらっていなかった。」、「給与明細ももらったことがない。」と供述するなど、申立内容を確認できる新たな情報を得ることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月2日から36年8月16日まで
私は、昭和28年3月2日からA社B工場で働き始め、35年1月21日にC(地名)の本社へ転勤となり、36年8月16日まで勤務していたが、この期間の脱退手当金を受け取った覚えが無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約6か月後の昭和37年2月1日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金は37年12月8日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、被保険者台帳には昭和37年11月12日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
申立期間の厚生年金保険加入期間については、当時、私は脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した直後の昭和 38 年 2 月 18 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 4 月 11 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 55 年 1 月 7 日から同年 12 月 3 日まで

私は昭和 44 年 4 月 1 日から A 社に、55 年 1 月 7 日から B 社にそれぞれ勤務したが、勤務当初から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間が厚生年金保険未加入であるとする社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿により、A 社は、昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は、申立期間①当時は適用事業所ではなかったので、申立人が主張するとおりの厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の納付は行っていないと回答している。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿により、B 社は昭和 55 年 12 月 3 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 社の事業主は、「会社設立直後に厚生年金保険に加入しなかった理由として、発起人の中に A 社に籍を置いていた者もいたので、整理してから加入しようと考えていた。加入するまでは、国民年金及び国民健康保険に加入するよう指示した。労働保険は厚生年金保険よりも早く加入が認められた。」と供述しているところ、A 社から B 社に移籍した者のうちの一人は、国民年金に加入していることが確認できる。

- 3 申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から5年3月31日まで
ねんきん特別便がきて確認したところ、夫の平成4年5月から5年2月までの標準報酬月額が著しく下げられていた。当時の月給は100万円くらいであり、納得できないので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年3月31日に休業を理由に厚生年金の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月27日付けで、申立人の標準報酬^{そきゅう}月額の記録が4年5月から5年2月まで53万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所において最後まで勤務していた元社員は、「社長と一緒に最後まで働いていました。会社の全喪の手続は社長が行ったのだと思います。私は、社会保険事務所に一度も行ったことがありませんでしたから、手続はしたことがありません。」と供述している上、当該事業所に勤務していた申立人の娘は、代表者印は申立人が管理していたと供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印の押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該遡及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの

標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月21日から50年9月1日まで
私は、昭和37年8月16日にA事業所（現在は、B事業所）に入社し、50年10月28日まで継続して勤務しており、厚生年金保険の加入期間に空白は無いはずなので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人のA事業所（雇用保険の記録では、B事業所）に係る離職日が昭和49年9月20日と記録されており、同日以降に資格を再取得した記録が無い上、申立人が失業手当を290日分受給したことを記憶していると供述していることから、申立人は、申立期間当時に失業手当を受給していたことが推認される。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和49年9月21日に資格を喪失と記録されている上、当該事業所に同じく勤務していた申立人の夫の同原票には、同日付けで申立人が健康保険の被扶養者となったことが記録されており、申立人は、当該事業所において資格喪失後、夫の被扶養者になったと考えられる。

さらに、当該事業所の事業主は、申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できないと回答している上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 7 月 16 日まで
申立期間の標準報酬月額が、実際の給与より低い金額に訂正されていることが分かったので、訂正前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 6 年 7 月 16 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約 5 か月後の同年 12 月 5 日に申立人の標準報酬月額の記録が 4 年 11 月から 6 年 6 月までの期間について 53 万円から 8 万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所の経理担当者は、申立期間当時、社会保険料の未納があり、未納の件については申立人が対応したと思うと述べており、申立人は、会社の代表者印は自分が管理していた旨供述している上、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることを考え併せると、代表取締役であった申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和63年5月1日から平成元年2月28日までの期間及び7年6月1日から9年11月30日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月28日から3年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月 1 日から平成 3 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで

社会保険庁の記録では、A社における私の標準報酬月額が昭和 63 年 5 月から平成元年 1 月までは 20 万円、7 年 6 月から 9 年 10 月までは 9 万 2,000 円となっているが、誤りであると思われるので、訂正してほしい。

また、私は、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたのに、平成元年 2 月 28 日から 3 年 10 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 63 年 5 月 1 日から平成元年 2 月 28 日までの期間については、A社は、同年 2 月 28 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その 1 週間後の同年 3 月 7 日に申立人の標準報酬月額の記録が昭和 63 年 5 月から平成元年 1 月までの期間について、47 万円から 20 万円に遡^そ及^{きゆう}して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、申立人は、取締役であり、代表取締役の妻であったことが確認できる。

また、当該事業所の元従業員は、申立人は給与及び経理担当であった旨供述していることから、代表取締役の妻であり給与及び経理担当の

取締役であった申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

- 2 申立期間②については、A社は、平成9年11月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額記録が、その3日後の同年12月3日に7年11月から9年10月までの期間、また、その約1年半後の11年6月10日に7年6月から同年10月までの期間について、それぞれ59万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、申立人は、取締役であり、代表取締役の妻であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時、社会保険の手続を担当しており、平成9年秋ごろ社会保険事務所から呼び出しを受け、「滞納保険料を相殺する方法がある。」と言われて、具体的な説明は無かったが、それに応じたと供述していることから、当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

- 3 これらの事情を総合的に判断すると、取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①のうち昭和63年5月1日から平成元年2月28日までの期間及び申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

- 4 申立期間①のうち、平成元年2月28日から3年10月1日までの期間については、申立人は、継続して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、A社は、元年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、住所を移転後、3年10月1日に新規に適用事業所となっていることが確認でき、当該期間は、未適用事業所である。

また、事業主は当時の資料は既に廃棄済みであると回答している上、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から10年11月1日まで

私は、A社の事業主だったが、社会保険料を滞納していたため、平成10年に2回、社会保険事務所の職員が来て、厚生年金保険を脱退するよう勧められ、一方的に脱退させられた。標準報酬月額も一方的に変更された。当時の給与は月に50万円から60万円くらいだったので、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年11月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その3日後の同年11月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年12月から10年7月までの期間については50万円から、同年8月から同年10月までの期間については20万円から、それぞれ9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納があったことを認めている上、会社の代表者印については自分が管理（申立人が不在時は妻が管理）していたと供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、会社の代表者印が押された届書を提出する必要がある。」と回答していることを考え併せると、代表取締役であった申立人が、当該遡及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでな

いと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月ごろから同年8月ごろまで
② 昭和19年9月ごろから20年8月ごろまで
③ 昭和21年1月ごろから同年3月ごろまで

私は、申立期間①において、A県B市（現在は、C市）にあったD事業所で半年ほど訓練を受けた。その後、申立期間②から申立期間③において、E社に在籍しながら、最初はF（船舶名）に、次にG（船舶名）に、最後はH（船の種類）に船員として乗船していた。申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、昭和19年当時、A県B市において、「D事業所」は、船員保険の船舶所有者としての登録は確認できず、厚生年金保険の適用事業所としても確認できない。

2 申立期間②及び③については、申立人は、E社に在籍して、F（船舶名）、G（船舶名）及びH（船の種類）に船員として乗船したと主張しているところ、複数の元同僚は、「申立人とは、一緒にG（船舶名）に乗船していたことは間違いないが、乗船した期間については記憶が無い。」と証言しており、申立期間②及び③における勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するE社の船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和20年9月1日に資格を取得し、21年1月13日に資格を喪失したことが確認できるが、申立期間②及び③において申立人の氏名は無い。

さらに、E社は、昭和 25 年に解散となっていることから、申立期間②及び③当時の勤務実態は不明である。

- 3 このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月から 34 年 3 月まで

私は、申立期間に A (B 市) 周辺にあった C 事業所に勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市周辺にある C 事業所に勤務していたと主張しているが、申立期間当時、B 市周辺に所在する「C 事業所」という事業所は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記においても確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は所在が不明であり、当時の事業主等も特定できないことから、申立人の勤務実態について確認することができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が C 事業所の元請会社として名称を挙げた D 社 (E 区) は、昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から25年3月20日まで
私は、昭和22年2月1日から35年4月20日までA事業所（26年にB事業所に名称変更）に勤務したが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人は申立期間の前後において、B事業所に勤務していたことは認められるが、複数の元同僚に照会しても申立期間において申立人が継続して勤務していたことまでの証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和23年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失し、25年3月20日に再取得していることが確認でき、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、元同僚の一人は、「申立期間当時、C県D町でE（職種）を業務とする『F事業所』を申立人と一緒に設立したが、経営不振となって清算することになった。」と証言しているところ、被保険者名簿により、当該同僚も昭和23年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失し、25年3月20日に再取得していることが確認でき、加入記録が無い期間が申立人と一致している。

加えて、B事業所は、昭和35年4月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていて、申立期間当時の事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月11日から51年1月1日まで
私は、昭和35年8月にA区にあったB社（現在は、C社）に入社し、50年末まで継続して勤務した。この間はずっと、会社のすぐ近くにあった寮から通勤し、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは認められるが、元同僚は、昭和36年2月1日に退社していることから、申立人がいつまで勤務していたかについての証言を得ることはできなかつた上、元同僚は、当該事業所を退職後に勤務した別の事業所に申立人も少し遅れて入社し、一緒に勤務したと供述している。

また、申立人は、申立期間中はA区Dにあった当該事業所近くの寮から通勤したと主張しているが、申立人の妻は、昭和39年に結婚し、E区Fのアパートに住み始めたと証言しているところ、申立人の戸籍の附票により、40年3月1日にE区Fに住所変更していることが確認できることから、申立人の申立期間当時の記憶には曖昧な点が見受けられる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和35年8月1日に資格取得し、同年9月11日に資格喪失していることが確認でき、申立期間において申立人の氏名は無い。

加えて、当時の事業主及び申立人が当時の事業主から経営と事務のすべてを任されていたとする元同僚は既に他界していることから、申立人の勤務実態について証言を得ることができず、現在の事業主は、当時の

関係資料を探したが申立人の記録は見当たらないと回答しており、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。